

新潟高教組

非常勤講師削減課題折衝速報

2020年10月23日 全組合員配布

需給見直しは学級減が多いことが理由

非常勤講師配置数と教諭定数に深い関係

新潟県高等学校教職員組合（以下：新高教）は10月22日に10月8日付「県の財政節減を理由とした非常勤講師削減に対する要求書」に基づき県教委折衝を行った。

現場からは「20年度に配置した非常勤講師について、21年度は配置できないので需給の見直しをするように」と言われていると情報が寄せられている。事前に担当課より「21年度予算編成にあたって、さらに厳しいシーリングがかけられた。20年度比で10%削減を財政当局に求められている。その為に非常勤講師の配置を減らさないといけない」と話を受けていたが、折衝の中で以下のことが明らかになった。

- 需給見直しによる非常勤講師配置削減は少人数展開や選択希望者の少ない科目を想定
- 過員処理を行った場合、非常勤をその学校に配置しないといけない。その為に学級減のない学校の非常勤を減らす
- 財政が潤沢であれば見直しの必要はないという点では財政が影響していないわけではない

理由：非常勤講師配置は、標準法で示されている教諭定数を崩すことで配置している。学級減が行われる学校については、過員処理がセットで行われる。正規教諭が減ることにより、非常勤講師の人数が増えることが考えられる。学級減のない学校の非常勤講師の数を見直すことで、学級減のある学校に対して、非常勤講師を配置することが可能となる。

想定：少人数展開の授業や選択希望者の少ない科目の見直しを想定している。授業の実態を無視することはない。また、生徒の進路に関わる科目については開講する必要がある。機械的に何人ということではなく、見直し可能か検証してもらいたいということで話をしている。非常勤講師が削減された状態で、展開数を維持しようと教諭の授業時数や負担が増えることは前提として話をしているわけではないが、希望していることについては妨げるつもりもない。
学級減のない学校が対象。

上記想定から小規模校が多く対象となることが懸念される。当然、全体として大きな問題だが、人数の少ない小規模校でさらに教職員数が減ることは影響が大きいことを指摘した。一律に何人ということではなく、可能かどうか学校とよく確認をすると話があったことから、あがってきたものをそのまま了承するのではなく、学校事情をよく確認して判断するよう強く要請した。また、授業をやりたいのであればどうぞという姿勢は働き方改革と逆行する形となる。そうであれば、他の部分で業務削減が必要と訴えた。

今回の非常勤講師削減の話は、教職員定数、再任用教職員の配置等に関係する。学級減・過員処理が理由であるのであれば、新高教が以前から指摘しているとおおり、突然降ってわいた話ではない。県教委の見通しの甘さを指摘し、引き続き問題点・課題を突きつけながら、必要な人員確保、実態のある業務削減に向け、10月26日の新高教統一要求書交渉に臨む。